

新規\_事業届出

※届出受理番号	
※届出受理年月日	年 月 日

特別の法人無料職業紹介事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出をする年月日を記入してください。

届出者 ○○○事業協同組合  
代表理事 森本 はる子

職業安定法第33条の3第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1名	称	まるまるまるじぎょうきょうどうくみあい ○○○事業協同組合	
2所	在 地	〒 9 1 0 - 0 1 2 3	電話 (0776) ○○-□□□□
		ふくいけんふくいしはるやま 福井県福井市春山○丁目×番△号	
3その役員の名、役名及び住所			
氏名(ふりがな)		役名	住 所
代表者	もりもと はるこ 森本 はる子	代表理事	〒(910-XXXX) 福井県福井市中央2丁目○○番××号 (0776) 23 - 1234
	やました いちろう 山 下 一 郎	理事	〒(915-XXXX) 福井県越前市国府1丁目○番地の× (0778) 21 - 9876
	かわかみ じろう 川 上 二 郎	理事	〒(916-XXXX) 福井県鯖江市本町2丁目○○番×号 (0778) 51 - 3456
	すずき さぶろう 鈴 木 三 郎	理事	〒(910-XXXX) 福井県福井市大手1丁目○○番××号 (0776) 23 - 2345
	たなか しろう 田 中 四 郎	理事	〒(910-XXXX) 福井県福井市大手2丁目○○番××号 (0776) 23 - 3456
	なかむら ごろう 中 村 五 郎	理事	〒(910-XXXX) 福井県福井市大手3丁目○○番××号 (0776) 23 - 4567
	やまだ ろくろう 山 田 六 郎	監事	〒(910-XXXX) 福井県坂井市丸岡町熊堂○○番××号 (0776) 61 - 1234
4職業紹介事業を行う事業所に関する事項			
事業所		実際に職業紹介事業を行う場所を記載してください(ビル名・階数も記載)	
名 称		所 在 地	
○○○事業協同組合 無料職業紹介所		福井県福井市春山○丁目×番△号 ハルヤマビル3階	
職業紹介責任者		担当者職・氏名・電話番号	
氏 名		住 所	
伊 藤 直 人		福井県坂井市春江町○○××番地□号 ○○ ○○ (0776) 52 - 5678	

5 事業開始予定年月日	〇〇年 △月 □日
6 構成員の範囲等	<p>求人者：当事業協同組合の構成員（〇〇年 □月 □日現在 18）</p> <p>求職者：当事業協同組合の構成員に雇用される者 （有効求職者見込み 15名）</p> <p>6欄を定めない場合は、「許可」となり、別途申請が必要となります。</p> <p>構成員が10未満の場合には、当該「届出」申請ではなく、厚生労働大臣の「許可」を申請する必要がありますので、ご注意ください</p>
7 取次機関	
イ 名 称 <small>(ふりがな)</small>	<p>7欄は、国外にわたる職業紹介を行う場合で、取次機関を利用する場合に記載してください。併せて、「通達様式第10号 取次機関に関する申告書」の提出が必要です。</p>
ロ 住 所 <small>(ふりがな)</small>	
ハ 事業内容	
8 備 考	

届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

新規事業届出\_\_事業計画

※事業所毎に作成

様式第2号（表面）

（日本産業規格 A 列 4）

該当しない表題を横線で抹消して下さい

~~有料職業紹介事業計画書~~  
~~無料職業紹介事業計画書~~  
**特別の法人無料職業紹介事業計画書**

1 許可・届出番号

新規届出の場合は記載不要です。

2 事業所名

〇〇〇事業協同組合 無料職業紹介所

取扱職種、地域等の範囲を限定する場合、国外にわたる職業紹介を行う場合には、「様式第6号 職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」を併せて提出してください。

3 職業紹介計画（年間）（国内）

取扱職種、地域等の範囲を限定する場合のみ記載し、国内・全職種を取り扱う場合は空欄にしてください。  
①③

① 区分	②有効求職者見込数
・職種 全職種 ・その他 出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能外国人に係る職業紹介 求人者は組合員に限る	15人

当該事業所に係る当該年度の3月末における見込み数を記載してください。  
②⑤

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

③ 区分	④相手国	⑤有効求職者見込数（人）
・職種 全職種 ・その他 出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能外国人に係る職業紹介 ・求人者は組合員に限る	中国、ベトナム	8人

4 職業紹介の業務に従事する者の数

1人

法人の申請の場合は記載不要です。

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	その他		
	計		
負 債	計		

## 様式第2号（裏面）

### 記載要領

- 1 ①有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。  
②無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「特別の法人 無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。  
③特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
- 2 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 3 1欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 4 3の①及び③欄には、職業安定法第32条の12（法第33条第4項、法第33条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する取扱職種の範囲等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
- 5 3の②及び⑤欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直近年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 6 5欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。

新規事業届出\_取扱職種範囲の届出

様式第6号

(日本産業規格A列4)

~~有 料 ・ 無 料~~  
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~  
~~職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書~~  
**有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書**  
~~特別の法人無料職業紹介事業変更届出書~~

太文字を残し、該当しない  
表題を抹消してください

提出日を記入

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

まるまるまるじぎょうきょうどうくみあい  
 ○○○事業協同組合  
 もりもとはるこ  
 代表理事 森本 はる子

1~6及び8の全文を  
抹消してください

②申請・届出者 氏 名

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規~~ **7の準用の部分を抹消してください** ~~定~~ **7の準用の部分を抹消してください** ~~届け出及び書換申請を~~  
~~します。~~
- 7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。**
- ~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

新規届出の場合は記載不要です

③許可・届出番号	
④氏名又は名称	まるまるまるじぎょうきょうどうくみあい ○○○事業協同組合
⑤所 在 地	〒 9 1 0 - 0 1 2 3 電話 0 7 7 6 (〇〇) □□□□ ふくいけんふくいしはるやま
	福井県福井市春山〇丁目×番△号 法人の登記事項証明書の所在地の通りに記載してください。また、都道府県から記載してください。
⑥事業所	まるまるまるじぎょうきょうどうくみあい むりょうしょくぎょうしょうかいじょ ○○○事業協同組合 無料職業紹介所
	ふくいけんふくいしはるやま 福井県福井市春山〇丁目×番△号 ハルヤマビル3階 ビル名、階数まで記載してください。

⑦変更事項	新規届出の場合は記載不要です。	
⑧変更前		
⑨変更後		
⑩取扱職種の範囲等	・地域 国内、中国、ベトナム ・職種 全職種 ・その他 出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能外国人に係る職業紹介 求人者は組合員に限る	※その他は、特定技能の場合において、取次機関を利用し、国外にわたる職業紹介事業を行う場合、「通達様式第10号 取次機関に関する申告書」の提出が必要です。
⑪変更(廃止)年月日	新規届出の場合は記載不要です。	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由		
⑭備考	申請担当者の氏名、職名、連絡先を記入してください。	

届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

なお書きは、代表者・役員又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消してください。

また、代表者・役員又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消してください。